タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社からまつハイヤー（法人番号８４４０００２００７６０３）　代表者太田徹	北海道亀田郡七飯町大沼町４１７番地２	本社営業所	北海道亀田郡七飯町大沼町４１７番地２	R6.5.29	輸送施設の使用停止（８０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他２件	令和６年２月２０日、長期末監査を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（３）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）	８	８
	以下余白									